

平成 25 年 9 月 30 日
株式会社 証券保管振替機構

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 25 年 10 月 1 日付で株式会社日本国債清算機関が株式会社日本証券クリアリング機構と合併することに伴い、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

2 改正の概要

「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」別表の「決済照合システム手数料表」に規定する「株式会社日本国債清算機関」の記載を、同社の合併後の商号である「株式会社日本証券クリアリング機構」とし、その他所要の規定の整備を行い、改正することとする。

3 施行日

平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成15年2月1日通知）

（下線部分変更）

新			旧		
別表（決済照合システム手数料表）			別表（決済照合システム手数料表）		
1. (略)			1. (略)		
料率 A			料率 A		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
基本料金	(1) (略)	(略)	基本料金	(1) (略)	(略)
	(2) 株式会社日本証券クリアリング機構	月額 160 万円に、株式会社日本証券クリアリング機構の「 <u>国債店頭取引清算業務に関する業務方法書</u> 」において規則第3条第1号に定める業務を行わないことを認められた者1社につき25万円を加算した額		(2) 株式会社日本国債清算機関	月額 160 万円に、株式会社日本国債清算機関の業務方法書において規則第3条第1号に定める業務を行わないことを認められた者1社につき25万円を加算した額
	(3) (略)	(略)		(3) (略)	(略)
約定照合手数料	(略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)
決済照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)
統合Web端末利用料金	(略)	(略)	統合Web端末利用料金	(略)	(略)
料率 B			料率 B		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
基本料金	(略)	(略)	基本料金	(略)	(略)
約定照合手数料	(略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)
決済照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)
統合Web端末利用料金	(略)	(略)	統合Web端末利用料金	(略)	(略)
2. ～11. (略)			2. ～11. (略)		

2 附 則

この改正規定は、平成25年10月1日から施行する。